

# 差押可能金額計算書

滞納者の給料のうち、国税徴収法第76条第1項の規定により差押が禁止されている部分がありますので、次の計算例を参考にして差押可能額を求め、お支払いください。

給料等の総支給額（手当等含む）	（ 256,000 ）	256,000 ①
源泉所得税	（ 3,000 ）	3,000 ②
特別徴収の地方税	（ 12,000 ）	12,000 ③
健康保険料等	（ 60,000 ）	60,000 ④
生計を一にする親族数	1）× 48,000 円 + 107,000 円	155,000 ⑤
{① - (②+③+④+⑤)} × 20 / 100	5,200	6,000 ⑥
※⑥は計算結果がマイナスの場合、「0」円で表示されます		
差押禁止額（②+③+④+⑤+⑥）		236,000 ⑦
差押可能額（①-⑦）		20,000 ⑧
※⑧は計算結果がマイナスの場合、「0」円で表示されます		

- 上記計算にあたっては、その計算の基礎となる期間が1月未満のときは100円未満の端数を、1月以上のときは1000円未満の端数をそれぞれ次のように取り扱うものとする。
  - 給料等の金額については、切り捨てる。
  - ②～⑥の金額については、切り上げる。
- ①の金額は、源泉所得税等の諸控除前の総支給額。
- ②の金額は、所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額（国税徴収法第76条第1項）。
- ③の金額は、地税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき、特別徴収の方法によって徴収される県民税及び市町村民税に相当する金額（国税徴収法第76条第1項第2号）。
- ④の金額は、健康保険法第168条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料に相当する金額（国税徴収法第76条第1項第3号）。
- ⑤の親族とは、滞納者と生活を一同にする配偶者（届出をしていないが事実上の婚姻関係にある者を含む。）その他の親族をいう（国税徴収法第76条第1項第4号）。
- ⑥の金額は、⑥の計算方法で算出した金額が、⑤の金額の2倍を超える場合には、⑤の金額の2倍の金額をもって⑥の金額とする（国税徴収法第76条第1項第5号）。
- 同一の期間において2以上の給料等の支払いを受けているときは、その合計額について、⑤又は⑥の金額の限度の計算を行う。